

浦和競馬場開催警備業務特記仕様書 (1 工区・来場者送迎バス交通誘導、放馬対策等)

この仕様は、業務の概要を示すものであって、現場の状況に応じ、ここに記載されていない細部の事項についても誠意をもって行うものとする。

第1 警備目的

競馬場における不法行為並びに不良行為の防止及び秩序の維持に努め、競馬開催期間中（本場開催及び場外開催時）の円滑なる競技運営に寄与すること及び浦和競馬場走路を使用した能力試験並びに追い切り等の際の放馬対策を行い、安心・安全を維持することを目的とする。

第2 警備対象と範囲

浦和競馬場の場内外で指定された箇所及びその周辺とし、不法行為並びに不良行為の防止、秩序の維持、交通整理及び誘導並びに放馬対策を行うものとする。（1 工区は別図1～6のとおりとする。）

第3 警備の種類

受注者の担当する警備種別は、以下のとおりである。

(1) 特別機動警備

1 工区全体を流動的に巡回し、警備を行うとともに、緊急時には浦和競馬組合施設管理課警備担当職員（以下「警備担当者」という。）と協力して問題の解決にあたる。

(2) 巡回警備

場外の巡回、その他警備担当者の指定する周辺の巡回及び交通整理、誘導を行う。

(3) 固定警備

場外の指定された箇所における出入監視及び交通整理、誘導を行う。

(4) 早朝時等放馬対策警備

能力調教試験等の際は、競走馬が装鞍所・下見所間を往来するため、往来時の放馬対策として移動式ラチの設置及び周辺の警戒を行う。

※その他緊急時には警備担当者が指定する箇所の整理、誘導を行うものとする。

第4 警備任務

受注者は、所期の目的を達成するため、次の任務を遂行する。

(1) 各種情報の収集、報告。

(2) 不正、不法入場者の取締り。

(3) 不法、不良行為者（ノミ屋、コーチ屋、ダフ屋、ゆすり、たかり等）の発見と排除。

(4) 危険及び禁止行為、不健全娯楽等の発見及び処置。

(5) 緊急時（火災、暴動、騒じょう等）における、的確な処置と通報、連絡。

- (6) 来場客及び車両に係る交通整理及び誘導。
- (7) その他、発注者監督員及び警備担当者との協議し、決定した事項。

第5 権限及び義務

受注者は、業務遂行に当たり、警備上必要な権限を発注者より付与されるものとする。

受注者は、業務遂行に当たっては、常に発注者の職員の立場になって協力し、発注者の名誉を重んじ、いやしくもこれを傷つけることのないよう細心の注意を払うとともに、職務中知り得た機密事項一切を第三者に漏洩しない義務を負うものとする。

競馬に関する基礎的な知識（競馬開催の流れ、勝馬投票券を購入する上で必要な知識、浦和競馬場の施設の構造や来場者の誘導ルート等）を取得した上で、競馬場関係者としての自覚を持って対応すること。

第6 警備実施の大綱

(1) 警備時間

本場開催・場外開催及びJRA場外開催については、毎日開門30分前から業務を開始し、最終レース確定後30分を経過する時刻に終了とする。また、早出・残業は別紙1のとおりとする。

能力調教試験等については、馬運車の到着予定時刻の30分前から業務を開始し、試験等の終了後、馬運車の出発及び片付けの終了までとする。

ただし、必要に応じて発注者、受注者協議の上、時間の延長及び短縮をすることができる。

(2) 警備員の配置

受注者の管理する警備員（以下「警備員」という。）を、開催内容に応じて、下記アに示す箇所数配置する。指定箇所については別図1～6のとおりとする。

ただし、配置箇所の変更及び増加並びに警備員の増員等を依頼する場合がある。

発注者からの増員等の依頼に対しては誠実に応じること。増員等予定人数は下記イのとおりである。

なお、増員等に係る費用は本業務の委託料に含まれるものとするが、実際の増員累計数に合わせて年度末に委託料を変更する。

ア 本場開催・場外開催及びJRA場外開催

開催の内容	日数	警備員配置箇所数
本場開催日（重賞日以外）	48	39
本場開催日（重賞日）	11	41
南関東場外 昼間開催日	24	14
南関東場外 ナイター開催日	102	18
南関東場外 休業日対応（月・金曜）	72	2
JRA 場外開催（G I 日を除く）	62	28
JRA 場外開催（G I 日）	17	31
JRA 場外開催（特異日）	6	37

JRA 場外開催（有馬記念日）	1	※
-----------------	---	---

JRA 場外開催の特異日は、皐月賞、東京優駿、菊花賞、天皇賞（春・秋）、ジャパンカップ実施日とする。

※ 有馬記念日の配置は別途協議して決める。なお、令和4年度の配置箇所数は50箇所（うち、早出90分×20箇所、早出30分×3箇所）である。

イ 増員及び能力調教試験等対応

区分	年間予定人数	警備員配置箇所数
本場・南関東場外開催	59人	1日当たり1～2人
JRA場外開催	86人	1日当たり1～2人
能力試験等対応	446人	1回当たり4～6人

受注者は、開催日ごとに上記の配置箇所に警備員（可能な限り同一人）を派遣すること。

なお、警備員のランクは以下のとおりとする。

ランク	警備員の条件
A	交通誘導・雑踏警備業務1級検定資格を有する者、若しくは実務経験6年以上程度の者
B	交通誘導・雑踏警備業務2級検定資格を有する者、若しくは実務経験3年以上6年未満程度の者
C	警備業務について警備員A又は警備員Bの指示に従って作業を行う能力を有し、実務経験3年未満程度の者
※ 警備員は警備場所にふさわしい警備能力、体力及び応用力を備えているものとする。	

【留意事項】

- 1 巡回警備並びに固定警備等、業務に当たる箇所及びその方法は、あらかじめ警備担当者が指定する。
- 2 配置箇所は別図1～6のとおりとし、定められたランクの警備員を配置する。
- 3 指定した配置箇所においては常にその持場を確保し、休憩時間等に係る代替警備員は受注者が確保する。
- 4 指定した配置箇所は、状況により変更する場合がある。

(3) 受注者警備隊の体制及び服務基準

ア 現場責任者（警備隊長）

- (ア) 業務全体の履行状況の管理及び発注者との連絡調整を行う現場責任者を配置し、発注者に氏名及び連絡先を共有すること。
- (イ) 現場責任者は受注者本部に待機し、受注者警備員を指揮監督して任務の完全遂行を図るとともに特別機動警備員及び一般警備員から報告される警備状況を適時警備担当者に報告すること。
- (ウ) 配置箇所において異常事態が発生、又は発生のおそれがある場合は、その状況を速やかに警備担当者に報告するとともに、事態の収拾に努めるものとする。
- (エ) 警備範囲以外において異常事態が発生、又は発生のおそれがある場合は、その状況を警備担当者に報告

し、その指示を的確に他の警備員に伝達して措置を講ずること。

(オ) 発注者が指定した監督員は、仕様書に基づく注文等は受注者が選任した現場責任者に対し行うものとし、受注者警備員に対して直接これを行ってはならない。

イ 特別機動警備員

(ア) 指定された箇所を間断なく巡回し、場内外の秩序維持を図る。

(イ) 騒じょう、災害等の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、人命の保護、施設の防護、騒じょうの拡大防止等の措置を講じて、被害の防止又は軽減を図る。

(ウ) 収拾について臨機応変の措置をとり、遅滞することなくその状況を受注者本部に報告し、その対処に当たること。

ウ 一般警備員

指定された配置箇所に勤務し、任務状況を適時受注者本部に報告するとともに、万一勤務箇所又はその周辺において異常事態を発見したときは、収拾について臨機応変の措置をとり、遅滞することなくその状況を受注者本部に報告し、事態の拡大防止に最善の努力を払うこと。

(4) 服務上の着眼事項

ア 固定警備

指定された配置箇所に配備される警備員は、所定の位置に立哨、又は動哨し任務守則に従い、不正及び不法行為の取締りと指定された箇所における交通整理、誘導にあたる。

任務遂行上万一所定の諸規則に反する行為者、又は指示及び阻止に従わない者がいる場合は的確な判断と処理をし、他の観客に迷惑のかからないよう注意するとともに、状況によっては受注者現場責任者を通じて発注者警備担当に連絡し、応援により警備を強化して万全を期する。

主要着眼事項

- 1 発注者所定の通行証及びそれに準ずる証明証の確認。
- 2 顔パス、無札入場者等に対する適切なる指示。
- 3 発注者関係者といえども身分を証明するものの確認。
- 4 関係者以外の立入規制と特別事情ある者についての警備担当者への連絡と処置。
- 5 不審者・不審物の発見と排除。
- 6 指定された箇所における交通整理及び誘導。
- 7 未成年者の馬券購入防止のための声かけと安全確保。
- 8 発注者の指定した位置に立哨し、浦和駅、南浦和駅及び競馬場周辺の来場者、交通誘導等を行う。

イ 巡回警備

指定された巡回範囲において、各種事件（事故）の多発が予想される場所を重点的に巡回監視するとともに、観客の動向、各種情報を細部にわたって収集し、常時携帯する無線機により、受注者本部と緊密なる連絡をとりながら巡回する。万一巡回中に事件（事故）等に直面した場合は適確な判断と迅速な処置により、他の

観客と隔離する等の手段を講じ、事件の拡大を防止する。

なお、ナイター場外時の巡回については、原則として開門後図8に示す巡回コース（4コース）を1日3回以上巡回し、南浦和駅バス発着所を基地として巡回することとする。また、JRA場外時の巡回については、原則として開門後同様に巡回コース（4コース）を1日3回以上巡回する。

主要着眼事項

- 1 南浦和駅周辺が交通渋滞のないよう交通整理を行う。
- 2 周辺の防犯及び違法駐車等の排除。
- 3 着順判定及び失格、競走妨害等に関する審議中における観客の言動と動向の注視。
- 4 審議事項決定、発走直後の観客の言動と動向の注視。
- 5 その他、当日の状況により、監督員及び警備担当者と受注者警備隊長とが協議して決定した事項。
- 6 本場開催における騎手、出走馬に対する危害行為、物品投入等の注視。
- 7 飲酒者のマーク。野良猫や鳩等へのエサやり行為の防止。指定された場所以外での喫煙の防止。
- 8 未成年者の馬券購入防止のための声かけと安全確保。
- 9 観客の不正行為等対話に対する監視。

(5) 警備員における指揮

警備員に対する警備業法上の指揮命令権は受注警備会社にあるが、業務にあたっては発注者警備担当者と緊密に連携し、責任を持って対応すること。

(6) 服装容儀

受注者制定のものを着用し、常に端正なる服装容儀を保持するよう心掛け、特に頭髪は勤務の特殊性から短髪とする。また、受注者は別紙2のとおり名札を作成し、業務中、すべての警備員に常時着用させることとする。

(7) 装具

帯革、携帯無線機、警笛、その他必要に応じて装備すること。

第7 各種事件、事故発生時

特別機動警備員及び一般警備員は、異常事態、事件等に直面した場合は、実情に応じた臨機応変の処置（被害拡大の防止、逃走阻止等）を取り、迅速に警備担当者及び受注者警備隊長に通報し、被害を最小限度に止める。

第8 緊急事態における態勢

地震・火災等非常時においては、来場者の避難誘導等を行うこと。また、発注者が実施する消防訓練等にも参加すること。

特別機動警備員及び一般警備員は、騒じょうその他の警備員で処置不能と判断された事件等に直面した場合には、直ちに警備担当者に通報するとともに、拠点警備の態勢に即応した警備を実施し、必要に応じて受注者警備隊長に出動を要請して、被害拡大の防止に努力するものとする。

第9 警備状況の報告

- (1) 毎日、警備終了時に発注者の警備本部へ連絡することとし、翌日開門までに警備報告書（様式第1号）を作成し、これを発注者に提出しなければならない。
- (2) 受注者は、毎月の委託業務終了後、委託業務完了通知書（別紙様式）により発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員の検査を受けなければならない。
- (3) 事件、事故発生報告
発注者の警備本部あて速報し、後日速やかに文書により報告する。

第10 業務計画書等の作成

- (1) 受注者は契約締結後14日以内に業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。
- (2) 業務計画書には次の事項を記載するものとする。
 - ア 業務概要
 - イ 業務方針
 - ウ 業務工程（派遣計画を含む）
 - エ 業務組織計画（業務分担表を含む）
 - オ 業務において使用する主な用具等
 - カ 連絡体制（緊急時を含む）
 - キ その他
- (3) 業務計画書における業務工程の詳細として、各配置箇所における業務フローを作成し、契約後すみやかに発注者に提出すること。

第11 その他

- (1) 発注者は、受注者に対して開催日の午前8時（JRA場外は午前7時）までにその開催を中止したことを通知したときは、当該中止日に係る委託料を支払わないものとする。
- (2) 受注者は、業務を遂行するにあたって、労働基準法、その他関係法令を遵守するとともに、その適用及び運用は、受注者の責任において適切に行うこと。
- (3) 業務従事者の労務管理に関する費用一切は、受注者の負担とする。
- (4) 受注者の使用する休息所は発注者が指定し、その際使用する管理経費は受注者の負担とする。なお、休息所内は禁煙とする。喫煙は別途指定された場所で行うこと。
- (5) 発注者は受注者警備員に係る出勤用等の駐車場及び駐輪場を確保しない。
- (6) 警備業務に必要な什器、備品の一部（机、椅子等）は貸与する。
- (7) 警備業務に必要な各種装具類及び報告書等は、受注者の負担とする。
- (8) 受注者は開門までに入場ゲート（7か所）の電源を入れ、入場者数カウンターをリセットすること。また、最終レース終了後に入場ゲートの電源を切ること。北門入場ゲートはカバーの着脱を行うこと。
- (9) 受注者は警備員に、適切なファン対応を目的とした安全管理や接遇等の教育研修を行い、その実施状況に

ついて参加者名簿とともに文書により発注者に報告すること。

(10) 利用者等からの要望や苦情に適切に対応するため、その手順や体制等を整備すること。要望や苦情があった場合には、迅速な対応を図り、適時発注者に報告すること。

要望や苦情において、警備員が特定された場合には、その氏名を含めて発注者に報告すること。特定の警備員に要望や苦情が繰り返される場合には、発注者は受注者に対し当該警備員の交代を求めることができる。

(11) 円滑に業務を実施するため、契約開始日までに新旧受注者間で業務の十分な引継ぎを行わなければならない。なお、引継ぎに要する経費は、新旧受注者両者の負担とする。

(12) 競馬開催状況、履行場所及びその周辺の工事等の都合並びに感染症の流行状況等により、記載された業務は変更される場合がある。

(13) その他必要と認められる事項については、受注者が発注者と協議してこれを定めるものとする。

第12 委託業務の中止

令和5年度の歳入歳出予算案が議決されなかったとき又は歳入歳出予算の当該事業費にかかる減額等があったときは、本業務委託を停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において、すでに要した費用を発注者に請求することができない。